京都府

私立高等学校における国・京都府の支援制度について

（あんしん修学支援制度の概要）　*※令和5年度*

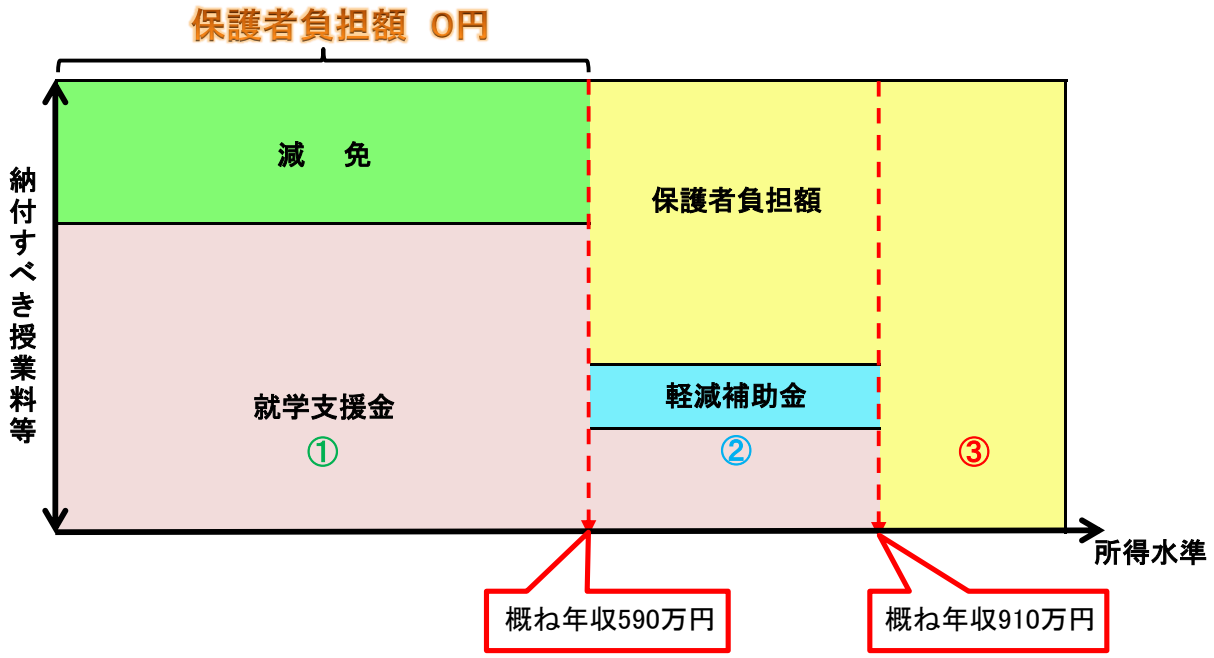

（この表は、一例を示したものです）

主催	制度	内　容　（　令　和　5　年　度　）
国	就学支援金制度	○保護者すべての「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計によって、3つの受給区分があります。

	年収目安(円)	課税所得合計(円)	受給区分	受給年額(円)	受給月額(円)
①	～約590万	～154,500	加算あり	396,000	33,000
②	～約910万	～304,200	加算なし	118,800	9,900
③	約910万～	304,200～	受給なし	0	0

※学校が代理受給し、納付すべき学費に充当します。

主催	制度	内　容　（　令　和　5　年　度　）
共栄学園	授業料等減免制度	○保護者すべての「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が、154，500円未満の場合に対象となります。 ○納付すべき学費に就学支援金を充当し、残りの学費が免除されます。 ※奨学生認定されている場合は奨学費に充当されます。
京都府	学費軽減補助制度	○保護者すべての「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が、304，200円未満の場合に、年額80，000円が支給されます。 ※上記の金額は令和5年度入学生に適用されたものです。 ※支給額は、年度末に学校を通して還付します。 ※兄弟姉妹が府内高校（全日制）に通われている場合は1万円もしくは2万円の加算がされます。 ※奨学生に認定されている場合は奨学費に充当されます。